

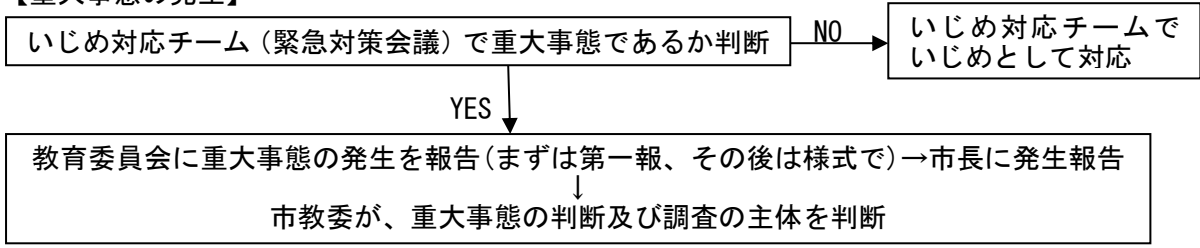
# 重大事態対応フロー図

丹波市立新井小学校

## 【重大事態の定義】

1. いじめにより児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時
  - ① 児童が自殺を企図した場合
  - ② 身体に重大な傷害を負った場合
  - ③ 金品等に重大な被害を被った場合
  - ④ 精神性の疾患を発症した場合 等
2. いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日以上または一定期間連続して欠席している場合）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時
3. 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時

## 【重大事態の発生】



## 学校が調査主体の場合

重大事態の調査組織を設置      いじめ対応チームを母体

- 専門的知識及び経験を有し、当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保する。
- 重大事態に応じて適切な専門家を加える。

調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合
  - ・いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や児童の人間関係等について十分に聴き取る。
  - ・在籍児童や教職員にも聴き取り調査を行う。
  - ・いじめられた児童や情報提供した児童を守ることを最優先する。
  - ・いじめた児童への指導を行う。
- いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合
  - ・児童の保護者の要望・意見を聞いた上で、今後の調査について協議し、調査に着手する。
  - ・在籍児童や教職員にも聴き取り調査を行う。
  - ・児童の自殺という事態が起こった場合は、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考にして調査する。

調査結果の提供及び報告

- いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する
  - ・市教委または学校は、いじめを受けた児童やその保護者に、調査の結果明らかになった事実関係を報告する。
  - ・情報提供に当たっては、関係者の個人情報に十分配慮した上で行う。
  - ・学校が情報の提供を行う場合、市教育委員会から、その内容・方法・時期などについて必要な指導・支援を受ける。

調査結果を市教育委員会に報告（市教委より市長に報告） → 必要がある時 市長による再調査

調査結果を踏まえた必要な措置

## 市教委が調査主体の場合

教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力